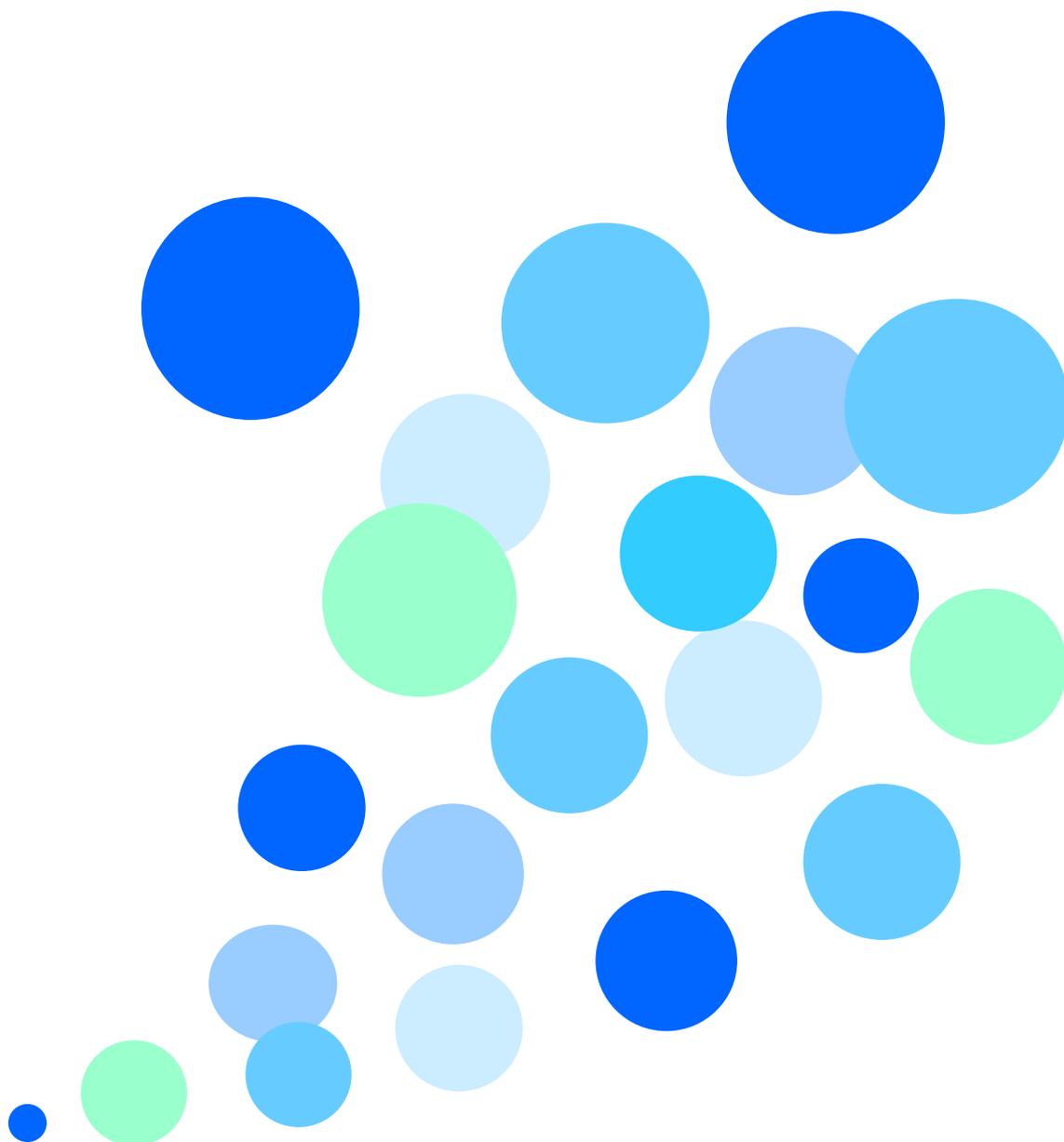


第4次大東市障害者長期計画

～障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、
すべての人が共に支えあい共に生きる社会をめざして～



平成28（2016）年3月

大 東 市

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

第3次大東市障害者長期計画（後期計画）が平成27年度末で終了するため、平成23年の障害者基本法の改正等国における制度全般にわたる改革の動きや、平成26年の障害者権利条約の批准、これまでの大東市における障害のある人の施策の進捗状況等を踏まえ、今後10年間を見据えて、大東市の総合的な障害者施策の基本理念と基本方向を示し、施策全般にわたってさらなる充実を図っていくことを目的として策定します。

計画の対象

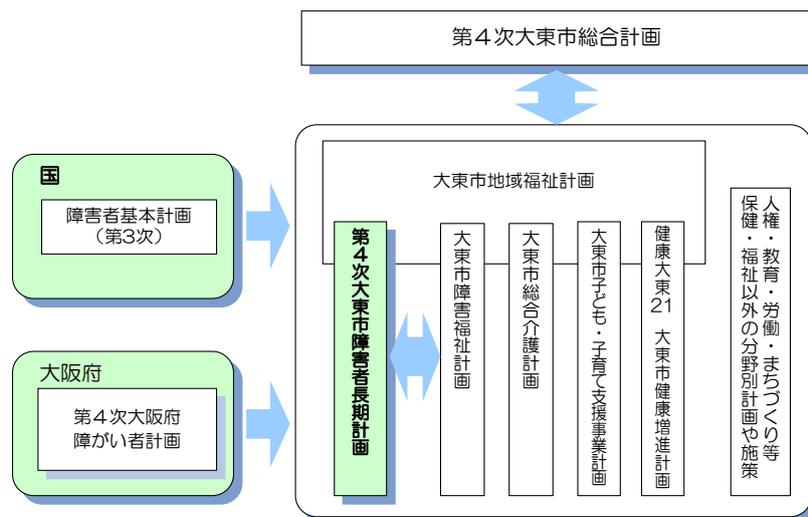
本計画の対象は、障害者基本法第2条の規定に基づく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法第2条において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、大東市の障害者施策の基本的な方向と総合的な取り組みを示す計画です。国の「障害者基本計画（第3次）」および「第4次大阪府障がい者計画」との整合性に留意しています。本計画は、障害者総合支援法に基づく「大東市障害福祉計画」の内容を含みます。本計画は、「第4次大東市総合計画」を上位計画とし、「大東市地域福祉計画」、「大東市総合介護計画」、「大東市子ども・子育て支援事業計画」、「健康大東21 大東市健康増進計画」等の関連計画等との整合性を図ります。

■本計画と他計画との関係



計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本的な考え方

基本理念

すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、自立と社会参加を実現していくためには、一人ひとりが障害についての理解を深めることにより、互いに人格を尊重し合うことが大切です。

そのうえで、一人ひとりが障害を理由とする不合理な差別について気付き、障害の特性に応じて適切な支援を行うという合理的な配慮のもとに差別を解消していく必要があります。

障害の有無にかかわらず、共に支えあい、共に生きる社会こそが、私達がめざす理想的な社会であるとの認識を共有し、その実現に向けて不断に努力していくことが今後も求められます。

このような考え方を踏まえ、本計画のめざすべき社会像を「障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、すべての人が共に支えあい共に生きる社会」とします。

<計画のめざす姿>

障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、
すべての人が共に支えあい共に生きる社会

基本視点

基本理念を実現するために、「障害のある人が安心できるまちづくり」に引き続き取り組んでいきます。障害の有無にかかわらず、すべての市民が一人の人間として、尊重され、共に暮らし、共に生きることのできる地域社会となるよう、本計画を遂行する際にすべての施策を貫く視点として、次のように考えます。

- (1) 障害のある人の権利と主体性の尊重
- (2) 障害を理由とする差別の禁止
- (3) 障害のある人の地域社会の一員としての尊重
- (4) 多様な主体の協働による推進

基本目標

基本目標として次の5つを掲げて取り組みます。

- I 人権を尊重し権利を擁護する
- II 障害のある子どもの生きる力を育む
- III 地域で自立した生活を送る
- IV 地域で心豊かに活動する
- V 地域で安心して暮らす

重点課題

計画期間内に重点的に取り組む必要のある課題を次の6つとします。

- (1) 差別解消・権利擁護の推進
- (2) 地域生活への移行の推進
- (3) 地域で暮らすための住まいの確保
- (4) 雇用・就労支援の強化
- (5) 重度の障害のある人への支援体制の整備
- (6) 施策の谷間にあった障害のある人への支援の推進

基本目標 I 人権を尊重し権利を擁護する

施策の方向1 人権意識・福祉意識の高揚

障害のある人への理解を深め、人権を尊重する意識と福祉の意識を育むための啓発や学習、研修等の充実を図ります。

子どもの頃から障害のある人・子どもと接することにより、障害への理解を深め、共生意識を育む取り組みを充実します。

- ①人権教育・啓発の推進
- ②障害のある人への理解と交流の推進

施策の方向2 障害者虐待の防止

障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障害のある人への虐待の防止の一層の推進を図ります。虐待が身近な関係者により行われることが多いことから、家族を含む市民および社会福祉施設等への啓発を進めるとともに、早期発見に努め、虐待を受けた被害者への適切な支援を行います。

- ①虐待防止の推進

施策の方向3 差別解消・権利擁護体制の充実

障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向け、当事者、家族、市民および事業者、学校等へ幅広く啓発を進め、市庁内においても不当な差別的取扱いがなく、合理的な配慮の提供ができるよう体制の整備を図ります。また市域の関係機関の連携による取り組みを推進します。

障害のある人の日常生活上や財産管理等権利の擁護についての取り組みの充実を図ります。

- ①差別の解消
- ②権利擁護体制の確立



施策の方向1 障害の早期発見・早期療育

障害の早期発見に努め、適切な早期療育につなぐことができるよう、乳幼児健診等の受診を勧奨するとともに、専門機関との連携のもとフォロー体制の充実を図ります。小・中学校においても発達障害のある子どもや発達の遅れのある子どもに対しての相談・支援を充実します。また、障害のある子どもの保護者に対して、将来にわたる不安の緩和・解消に向けた情報提供を図ります。

- ①障害の原因となる疾病等の予防・早期発見
- ②療育・訓練等支援体制の充実

施策の方向2 保育・教育の充実

障害のある子どもが、一人ひとりの個性や障害の状況に応じて、適切な保育・教育を受けることができるよう支援します。また、障害のある子どもと障害のない子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことによって、幼いころからお互いの人権尊重の意識を育むことができるよう努めます。

- ①障害のある就学前児童の保育・教育の充実
- ②学校教育、特別支援教育の推進
- ③医療的ケアを必要とする子どもへの対応
- ④学校等施設のバリアフリー化・耐震化

施策の方向3 放課後活動等の充実

障害のある子どもが安心して遊べる公園づくりや、放課後に多様な過ごし方ができる居場所づくり、地域における居場所づくりに努めます。また地域でスポーツや文化等の面で豊かな体験ができるよう支援を充実します。

- ①遊び場や居場所づくりの推進
- ②豊かな体験や交流機会の充実

施策の方向4 生活支援の充実

在宅での生活を支援するための居宅介護や短期入所、通所支援等のサービスの充実を図ります。また子育てについての経済的支援や医療費等負担の軽減を図る制度の実施を行います。

- ①在宅福祉サービスの充実
- ②各種手当の助成

基本目標 Ⅲ 地域で自立した生活を送る

施策の方向1 相談支援・情報提供の充実

障害のある人の障害の特性や多様なニーズ等に応じて必要な障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、相談支援および情報提供の充実を図ります。計画相談支援はサービス利用者全員を対象としており、社会資源の活用や関係機関との連携に基づき、一人ひとりのケアマネジメントを充実します。

大東市障害者総合支援協議会において、関係機関の連携によるネットワークを構築していきます。

- ①情報提供の充実
- ②相談体制の充実
- ③多様な支援ネットワークづくり
- ④関係機関等の連携によるケアマネジメントの推進

施策の方向2 家族介護者への支援

家族介護者の健康状態を把握するとともに、家族介護者同士の悩み相談や情報交換等の交流の機会づくりを支援し、また心身の負担軽減のためのサービス利用の確保・充実を図ります。

- ①家族介護者の健康支援
- ②家族介護者の交流支援
- ③福祉サービス等の利用促進

施策の方向3 福祉サービスの充実

障害のある人が、施設・病院を退所・退院して地域生活に移行し、また住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供を充実します。

また、障害福祉サービス等の制度の内容について周知するとともに、障害のある人の実情に応じたサービスの提供を充実します。

- ①障害福祉サービス等提供の円滑な実施
- ②利用者本位のサービス提供

施策の方向4 保健・医療サービスの充実

障害のある人の生活習慣病予防のための取り組みを進めるとともに、身近な医療機関で適切に医療を受けることができるように図ります。また高齢期における介護予防のため、地域での取り組みを推進します。

- ①生活習慣病の予防
- ②保健・医療・福祉・介護との連携
- ③地域での連携による介護予防の支援

施策の方向5 暮らしの場の確保

障害のある人の住み慣れた地域での生活や地域生活移行のニーズの増大と、当事者の高齢化と保護者のさらなる高齢化に伴う、グループホーム等へのニーズの高まりに応じ、その設置等への支援を進めます。

- ①多様な住居の場の確保

基本目標 IV 地域で心豊かに活動する

施策の方向1 雇用・就労支援の強化

障害のある人の雇用・就労を促進するため、ハローワーク等の関係機関との連携による事業主等への啓発を強化するとともに、障害のある人の雇用の促進および障害者就労施設の受注機会の確保等のための支援を行います。

市庁内でも、インターンシップ事業を充実するとともに、障害者就労施設等からの受注の機会を確保します。

- ①雇用・就労の促進
- ②職業教育や職場実習の推進
- ③行政における雇用・就労機会の創出

施策の方向2 居場所・生きがいの促進

障害のある人が、障害の有無にかかわらず共に仲間づくりを進めることを支援するとともに、より豊かな生活を送ることができるよう、日中活動の場を充実させ、スポーツ・レクリエーションや芸術・文化活動を促進します。

- ①地域での連携による仲間づくり支援
- ②スポーツ・レクリエーション活動の促進
- ③芸術・文化活動の促進

基本目標 V 地域で安心して暮らす

施策の方向1 地域のふれあい、支えあい活動の促進

地域と障害のある人および障害者団体・事業所とのふれあいや交流の機会づくりの促進により、障害のある人と地域とのつながりが生まれ、一人ひとりが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

- ①ふれあいの機会づくり
- ②ボランティア・NPO活動の促進

施策の方向2 だれもが快適で生活しやすいバリアフリーな環境づくり

障害のある人が、快適に生活し、施設を利用し、円滑に移動できるよう、住まいや公共施設、道路、交通環境のバリアフリー化を推進します。外出に際しては、移動支援のための人的サービスや移送サービスを充実するとともに、様々な場面での意思疎通のための支援を充実します。

行政情報については、障害のある人に的確に伝わるよう、障害の特性に応じた方法による提供を充実します。

「大東市こころふれあう手話言語条例」の理念に基づき、手話の理解および普及ならびに手話を使用しやすい環境づくりに努めます。

- ①利用しやすい快適な施設づくり
- ②利用しやすい快適な交通環境づくり
- ③外出の支援
- ④意思疎通支援の充実
- ⑤行政情報のバリアフリー化
- ⑥生活しやすい住まいづくり

施策の方向3 防犯の地域づくり

障害のある人が、悪質商法や詐欺等の被害を受けないよう、当事者および家族への啓発を進めるとともに、地域での見守りに関して障害のある人を視野に入れた防犯活動の促進と体制づくりを進めます。

①防犯対策の推進

施策の方向4 災害時も安心できる地域づくり

障害のある人が、災害時の要配慮者として日常的に把握され、また地域での防災訓練にも参加して、災害発生時には地域の協力を得ながら速やかに避難し、安心して生活できるように体制を整備・充実します。

①防災対策の推進

計画を実効あるものにするために

計画の推進体制

- (1) 本計画の推進にあたっては全庁的な取り組みを推進します。また本計画の具体的な事業の展開については、大東市総合計画の実施計画の中で実施していきます。
- (2) 本計画期間中は、平成28年度～平成29年度は第4期計画で設定されており、それ以降は第5期から第7期において設定します。
- (3) 障害のある人の多様なニーズに応じていくため、市、当事者、市民、事業者、企業等多様な主体の協働による取り組みを推進していきます。

計画の進行管理

本計画の進捗状況の把握・評価等進行管理については、本市が行っている事業評価を参考にしながら実施します。障害者総合支援法に基づき策定された障害福祉計画において記載されたサービスについては、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めたときは変更等を行うことになっており、毎年進捗状況を把握していきます。

また、当事者団体をはじめサービス提供事業者等から構成されている「大東市障害者総合支援協議会」による提言を受け、必要に応じて本計画の施策に取り込むとともに、専門部会で協議する等、市と連携して進めていきます。

第4次大東市障害者長期計画 概要版

発行日：平成28(2016)年3月

編集・発行：大東市 福祉・子ども部 障害福祉課

〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

TEL：072-872-2181（代） FAX：072-873-3838

印刷物番号

27-100